

木更津市市民活動支援センター指定管理者候補者選定審査項目一覧

委員名：_____

選定基準 (条例規定事項)	審査(評価)基準	配点	採点					採点の参考とする事項等
			a	b	c	d	e	
1 事業計画に基づく管理により、公の施設における利用者の平等な利用の確保に配慮されたものであること(指定手続等に関する条例第4条第1項第1号)	(1) 管理運営の理念、姿勢について ・申請団体の経営理念は、利用の平等性の観点から適切か ・施設の設置目的と提案された運営方針が合致しているか	10点	10	8	5	2	0	書類No.2
	(2) 利用者の平等な利用の確保について	10点	10	8	5	2	0	書類No.2
小計		20点	点					
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること(指定手続等に関する条例第4条第1項第1号)	(1) 施設の設置目的との適合性について	5点	5	4	3	2	0	書類No.2
	(2) 利用者に対するサービスの向上について	5点	5	4	3	2	0	書類No.8
	(3) 利用促進、利用者増への取組みについて	10点	5	4	3	2	0	書類No.7
	(4) その他新規、魅力的な提案の有無について	5点	5	4	3	2	0	書類No.5・6
	(5) 施設の効率的運営、効率化への取組みについて	5点	5	4	3	2	0	書類No.10
	(6) 施設管理の安全性への配慮について	5点	5	4	3	2	0	書類No.10・11
	(7) 事業計画の実現可能性について	5点	5	4	3	2	0	書類No.1~17
	(8) 指定管理料の相対的評価について	40点	別の計算による(中間点は20点)					
小計		80点	点					

採点基準

【a】優秀である。(高度の能力を有している。)
【d】物足りなさを感じる。(能力が若干乏しい。)

【b】満足できる。(十分な能力を有している。)
【e】劣っている。(まかせることが不安である。)

【c】平均的である。

選 定 基 準 (条例規定事項)	審 査 (評 価) 基 準	配 点	採 点					採点の参考と する事項等
			a	b	c	d	e	
3 申請団体が公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の能力を有しており、又は確保できる見込みがあること（指定手続等に関する条例第4条第1項第2号）	(1) 施設管理への意欲、熱意について	5点	5	4	3	2	0	書類No.2
	(2) 類似施設等の管理運営実績等について	5点	5	4	3	2	0	書類No.18・25
	(3) 安定的な運営が可能となる人的能力（管理運営方式）について ・職員構成、職員数、職員採用、確保の方策、職員の研修（育成）体制等	5点	5	4	3	2	0	書類No.3・4
	(4) 団体の安定性、継続性について	10点	10	8	5	2	0	書類No.18～20
	(5) 団体の運営の透明性、公正性について	5点	5	4	3	2	0	書類No.13
	(6) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について	5点	5	4	3	2	0	書類No.16・17
	(7) 収支計画の実現可能性について	5点	5	4	3	2	0	書類No.15～17
小 計		40点	点					
4 その他別に定める基準（指定手続等に関する条例第4条第1項第3号）	(1) 社会的弱者への対応について	10点	10	8	5	2	0	書類No.9
	(2) 市民活動を総合的に推進し、かつ活発化するための自主事業の取り組みについて	15点	15	11	7	3	0	書類No.5・6
	(3) 市民活動に関する相談業務を円滑かつ有効的に遂行できる人材について	15点	15	11	7	3	0	書類No.3・4
	(4) 市民活動を担う人材育成の推進について	10点	10	8	5	2	0	書類No.5・6
	(5) 市民活動団体相互の間又は市民活動団体と関係機関との間の交流等の連携及び促進について	10点	10	8	5	2	0	書類No.5・6
小 計		60点	点					
合 計 点 数		200点	点					

採 点 基 準

【a】優秀である。（高度の能力を有している。）
【d】物足りなさを感じる。（能力が若干乏しい。）

【b】満足できる。（十分な能力を有している。）
【e】劣っている。（まかせることが不安である。）

【c】平均的である。